

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

印紙税非課税措置について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられております。

この度、国土交通省より、災害関連の非課税措置に適用される対象として、「令和3年4月1日に発生した強風による災害（島根県松江市）」、「令和4年福島県沖を震源とする地震（12市町）」が追加され、「令和3年8月11日からの大雨による災害」について、佐賀県嬉野市が該当区域に追加されたとの情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・別紙 1_ 040427 租特法（災害特例）周知文（建設業）

【担当】 事業部 犬飼 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--